

議案第201号

指定管理者の指定について

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市西区大字宝来125番地1
- (2) 名 称 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- (2) 名 称 さいたまウェルネススポーツJV
- (3) 代表者 シンコースポーツ株式会社
代表取締役 石崎 健太

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで